

平成 25 年第 1 回定例会（一般質問）

○議長 横尾 武志君

10 番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

10 番、川上。一般質問を行います。

芦屋町立病院について伺います。平成 24 年 3 月 22 日に町立芦屋中央病院事業検討委員会は、総合運動公園内造成地への移転建てかえを答申しました。また、平成 24 年 10 月 29 日に町立芦屋病院経営形態検討委員会は、現在の地方公営企業法の一部適用からおおむね 3 年をめどに独立行政法人、非公務員型への移行が最も適すると答申しました。これらを踏まえて、将来にわたり必要な地域医療を確保し提供し続けるため、町は移転建てかえの方針を決定し、今後は経営形態のあり方も含めた基本計画が策定されます。

きょう午前中、今井議員からも病院の問題で答弁ありましたが、重なる部分もありますがよろしくお願ひいたします。

そこで、次の点を伺います。

まず、第 1 点目に、自治体病院の使命についてどう考えるのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

自治体病院の使命についてということですが、自治体病院は、地域に不足している医療に積極的に取り組むとともに、地域の医療機関や行政機関等との連携を図りながら、公平公正な医療を提供し、地域住民の健康の維持増進を図り、地域の発展に貢献することが使命であります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

自治体病院の倫理綱領の中に、使命としてそういうふううたわれております。

また同じように、行動指針の中では第 5 点目として、健全経営の確保ということがうたわれています。これには、自治体病院は公共性を確保するとともに合理的かつ効率的な病院経営に努めることにより、健全で自立した経営基盤を確立するというそういったことがうたわれています。

ということは、自治体病院というのは、公共性の確保と経済性、こういった 2 つのことを追求しなければいけないということです。まず第一に公共性の確保が優先し、そして経済性という、これが公立病院の行動指針の中にちゃんとうたわれているわけです。

それでは、2 点目の芦屋町立中央病院の開設の理念はどういったふうになっているんでしょう

平成 25 年第 1 回定例会（一般質問）

か。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

お答えいたします。町立病院につきましては、昭和 51 年開設以来の理念がございます。その理念につきましては、芦屋中央病院はより信頼される病院を目指し、開設から次の 3 つの理念を掲げて患者さん本位の医療を考え、日常診療においても、説明と同意のもとに診療を心がけております。

その 3 つの開設理念でございますが、1 番目は、地域住民に信頼される病院、2 番目が地域医療機関に信頼される病院、3 番目が職員に信頼される病院。この 3 つの理念をもとに開設以来、今まで地域医療の確保に努めているところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

芦屋中央病院が発行している「かけはし」という広報紙があります。この広報紙の表紙に、病院開設の理念ということで、地域住民に信頼される病院、地域医療機関に信頼される病院、職員に信頼される病院という、こういったことを明確にうたっています。先ほど言った自治体病院の使命、倫理綱領に載っていたことと公共性と経済性を追求すること、そしてこの芦屋病院の 3 つの理念、これが、病院を運営していく基本理念ということになると思いますがそれは間違いありませんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

間違いございません。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

それでは次に、第 3 点目の、経営形態検討委員会の答申では、中央病院の経営形態として独立行政法人が最も適しているとしていますがその理由について伺います。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

経営形態検討委員会の答申では、新病院の医療機能を実現するために、医療従事者等の確保が重要であり、そのための待遇の改善が必要であると示されております。

医師については、給与を引き上げ、プラス評価によるインセンティブ制度の導入を目指すこと、働きやすい職場環境を実現し、医師の確保、定着化を図ること、看護職員及びコメディカル職員については、給与の適正化を目指すとともに、資格、認定取得等の要務に応じた給与制度の見直しを目指すこと、またスキル及びモチベーション向上のために、教育制度の充実化に取り組むことで、働きやすい職場環境を実現し、職員の確保定着を図ることが示されております。

これらのことを達成するためには、病院の権限による医療職員の確保及び環境整備や機動的かつ柔軟な意思決定による総合的な経済改善の期待が大きいため、自立性と公共性を同時に担保できる地方独立行政法人が最も望ましいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

私は、議会と自治体病院の関係というふうに見れば、私は議会の役割としては医療従事者、そこで病院で働く方、そういった方々が良好な医療を適正に提供する、そういった環境を整えるということが議会の役割だということで、特殊な現場である医療現場に余り口を出すことは好ましくないというふうには考えてます。

しかし、この町立病院の移転、経営形態の問題については、経営形態を変化させるということは、地域医療に大きくかかわる問題ということで、そういった点では住民生活と大きなかかわりがあるんで、こういったふうにあえて質問させていただきますけど。

朝の今井議員の質問の中でも、病院長がやはり医師の確保がやっぱりなかなか厳しいと、そういった中で、医師の確保のために独立行政法人が必要であるということを言われてました。

また、民間移譲について、また指定管理者そういったものについては、行わないということをも明確に明言されておりましたのでそういった点では大変心強い答弁だったというふうに思いますが、この独立行政法人になった場合、独立行政法人法の第2条の中で、設立の定義、目的の中では、自治体が直接実施する必要のない業務で、民間に委ねては確実な実施ができない恐れのあるものを法律的に行わせるために設立する法人という、こういったふうにも明記してます。

運営面では、目標による管理と適正な業務評価、業績主義に基づく人事管理が制度の柱とされており、給与制度にも持ち込まれるが、このようなことが医療現場になじまないこと、また経営の効率化のみを優先すれば、本来の病院自治体の役割が果たせない、先ほど言った第1点目と第

平成 25 年第 1 回定例会（一般質問）

2 点目の病院の基本的な使命、こういったことが阻害されるのではないかと。独立行政法人では、経済性の原則だけで公共性の原則が消えるというふうには私は感じています。

そこで、一点提案したいんですけど、徳島県立病院の事業管理者に塩谷泰一さんという医師がおられます。

この方は、負債が 25 億円という全国一の断トツの赤字病院だった香川県坂出市立病院を院長就任後、わずかに 2 年で黒字に転換させ、その後、徳島県立病院も事業管理者に就任いたしまして、翌年には 10 年ぶりに黒字化させたということです。

これはまあ徳島県立病院というのは、事業管理者ということなんで、全部適用されていると思いますが、総務省がこういった公立病院改革ガイドラインに基づき経営の効率化、再編ネットワーク、経営形態の見直しを進める中、全国の自治体病院の医療シンポジウムで、自治体病院はどこに行くのかと題して、各地で講演を行っているという先生です。

私は、この先生の講演をインターネットで拝見したんですが、単に赤字の病院を黒字に転化させたという部分だけ捉えて、まあ、きっとリストラとか部分統合、こういったものをして黒字にさせたんだろうと思ってましたが、この内容を見て、自分の考え方の浅はかな先入観というのを反省したわけです。

塩谷先生は、自治体病院は何かという基本理念に立った病院経営の考え方が本来必要であり、昨今の自治体病院バッシングや改革イコールリストラという理論の中には、このことが座っていないんだということを鋭く問題提起しています。その上で、特に自治体病院の医療は地域の文化である。自治体病院は医学的に正しい医療をやっていればいいのではなく、社会的に正しい医療を行わなければいけない。病院ボランティアに参加してくれる地域住民には、医療の立場からお返しをする。地域住民も、医師が逃げ出したり心が折れてしまわないようにサポートしてほしい。経済効率的だけ考えるのではなく、行きたい病院になるように誠心誠意仕事をするなど、まあ、話を聞けば、大変勇気の湧く内容となっております。

この先生は、今言ったように、徳島県立病院の経営形態検討会議とかそういったものの中に管理者として参加されているんですけど、この会議の中で、独立行政法人について言っています。現在、総務省が公立病院ガイドラインという施策を打ち出している。病院の改革について 3 つの視点から考えているものであり、それは経営の改善、再編ネットワーク化、経営形態の見直しという視点である。再編ネットワーク化は非常に大事なことであり、経営の改善も非常に大事なことだが、私の一番の関心事は経営形態の見直しについてである。総務省のガイドラインでは、例えば私のような管理者を置き、権限と責任を与えて運営していく体制である。地方公営企業の全部適用に対してはかなり懐疑的な結論を出しており、総務省が求めているのは、地方独立行政法人化である。それも公務員型ではなく非公務員型の独立法人である。しかも、独法化は公的医療

からの途中下車駅にすぎず、終着駅は、公設民営化あるいは民間移譲であると思う。そういう状況で選択を迫られており、私は非公務員型の独法化には反対である。日本の医療の中核をなすのは自治体病院であるという認識を持っており、全適にとめ置かなければ日本の医療は崩れてしまうということを言っています。

独法化は、公的医療からの途中下車駅にすぎず、終着駅は民営化、民間移譲という、こういったことを言われています。この中の、ほかの委員さんは、これらこういった意見に対してどういった考え方を持っているかということ、1人の委員さんは、結局は、全適にしる公設民営化にしる、独立法人化にしる、ケースバイケースではあるが、徳島で独立法人化を行うと潰れるのではないかと感じる。特に地方が弱い今の時代において、全て総務省の改革の規則、公式に当てはめるのは危険ではという考えである。また、別の委員は、僻地医療がこのような状況で崩壊するのを防止する立場にある県立病院が独立法人化を行えるはずがないというのが常識ではないか。だから、全適や地方公務員であるために起こっている問題というのは、解決するための苦労は多くあると思うが、そのために独立法人化や公設民営化を行うという手段は、医療の崩壊を早めるだけの話ではないと思う。

もう一人の委員さんは、改革ガイドラインには、2つの信仰がある。1つは民間は素晴らしいという信仰である。そうしてもう一つはネットワーク化である。しかし民間病院が公立病院より優れている面というのは余りない。確かに自由度はあり、狭い建物もつくることはできるし、安い事務員も採用はできる。ただそれだけだ。

こういったように、ほかの委員さんも、やはり独立行政法人化というのは、やはり自治体病院としては問題があるということで、そういった方向には進まないというような論議になったというふうに聞いています。

そういった点で、地方公務員法第30条が適用される自治体病院で、私はやはり、存続をすべきというのが私のやっぱり一番基本的な考えです。自治体病院は、なんで今一部適用を行っているのかということ、やはり地方公営企業の一部適用という規定があるのは病院企業のみです。この規定をつくった理由は、病院事業が企業として能率的に運営されるべき点は、他の公営企業と同様であります。これに比べて採算性が低くかつ保健衛生、福祉行政など、一般と関係が密接であることなど、若干その性格を異にするため、こういったことで一部適用というふうになってます。

ですからやはり、病院事業にはやはり一部適用が最適であるが、最低限でもやっぱりその問題点を解決するんであれば全適でも私は可能ではないかと。こういったような全適で、再生をやっている病院もあるということで可能ではないかというふうに思います。

そういった点で、きょう朝午前中に、院長が言った思いも十分わかるわけですけど、そういっ

平成 25 年第 1 回定例会（一般質問）

たところを見れば、私は全適でもいいのではないかというそういうふうに考えますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

確かにそういう意味では議員さんのおっしゃるとおりであるかもしれませんが、しかし、総務省が公立病院改革ガイドラインを出したのには、やはり公立病院が赤字の病院が非常に多いという観点の中でガイドラインの改革の一つとして、経営の効率化というような方針を打ち出しております。そういうことを考えますと、経営の面では、朝の答弁で院長が申しましたように、やはり実際経営を行っている病院サイドに権限があって、その裁量権の中でいろんなことを決められるそういうスピードが医療の現場では実際に必要なところがかかなり多い面があります。そういった意味で、なかなか改革が進められないという点からも、やはり国が打ち出しています公立病院ガイドラインの中で、一部適用の選択はありませんが、全部適用の選択はございます。ただ、ガイドラインの中でも、やはり改革が十分にできていない病院が非常に多いという指摘もございます。そういった意味では、やはり病院側に裁量権がある、いろんな意味で迅速に速やかに判断できる独立行政法人のほうが経営的には望ましいのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

朝の答弁でも、やはり医師の確保の問題とかっていうのは切実な問題があって、それを解決するためという現場が望んでいるという、そういった点は大変理解できるわけですけど、仮にやむを得ず独立行政法人を導入するという、そういったことになった場合において、やはり先ほども言いましたように、住民の意見を広く聞く、アンケートをとるとか、また先ほど言ったように、医療シンポジウム、こういったものを行い、住民に十分な理解を得ていくという、また後でも述べますが、やっぱり新しい形態の病院では、住民がやはりどう病院を自分たちで守っていこう、大きくしていこうという気持ちがない限りにはやっぱり成功しないと思うんで、そういった病院に対する関心を高めて理解してもらうためにも、医療シンポジウムなどを、先ほど言った塩谷先生とか、そういった先生を呼んで、やって、理解を深めていくべきだと思いますがその点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

病院につきましては、もし独立行政法人になりましても、町の病院に変わりません。そういった意味で、独法化になっても病院機能が変わることもないし、今までどおり住民の方にも同じように診療を受けていただくことができる、そういう観点からして、経営の中身が独立行政法人化になるということでもありますので、どこが変わってくるかと申しますと、働く人たちの労働条件とか、あと先ほど申しました決定権が町にあるのか、病院にあるのかと、そういったところが変わってくるわけでもありますので、そういう点は十分に住民の方、また働く人、今後、独立行政法人化になると決定したときに十分に説明をしながら、また理解を得ながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

決定した後ではなくて、やはり決定する過程の中で、住民に対してそういった情報を提供して声を聞いて、その中で、住民が、いやそういった方向になるならぜひ独法でやってくれという、そういった合意を得て決めるべきだというふうに私は思いますのでね。その時期としてはやはり決定してからではなく決定する過程の中でやはり住民の声を聞いていくべきだというふうに思います。

続きまして、給与構造の見直しについてですが、4点目ですね。

経営形態委員会の答申では、給与構造を見直すとしていますが、具体的にはどうなるのかという点について伺います。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

給与構造の見直し、具体的にどうなるのかということですが、もし独法化になった場合、地方独立行政法人法の定めの中に、その給与に関する項目がございます。その中で、社会一般の情勢に適合したもの、職員の勤務成績が考慮されているものでなければならぬとなっております。したがって、実際、事務的には当院の近郊病院等の状況を調査した中で総合的に判断した給与制度を構築していかなければならないというふうに考えております。職員の勤務成績を考慮するために人事評価制度を導入し、能力成果主義を取り上げた適正な評価を行って、給与に反映させることが、職員のモチベーションの向上を図ることができるものと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

給与構造の見直しについては、午前中の院長の答弁の中でも、医者給与を引き上げていくということもあるし、プラス評価によるインセンティブ制度導入を目指す医療以外の負担を軽減していくということ。また、看護職員及びコメディカル職員については、給与の適正化を目指すというふうになってましたね、先ほど言ったように。

そういったふうになれば、当然、現在のそういった職員さん自体が民間より高いので、そこから現状の引き上げを目指すということになるとは思いますけど、働く現場では医者については給料を引き上げる、職員については看護師とかも含めて給与制度を見直して、現在より低くなる可能性が強くなるというふうになります。そういったことになると、私は例えば、病院については確かに医師不足という問題が切実な問題としてありますがそれだけではなく、看護師不足というのも大きな問題となっています。こういったように給与が削減する中で、看護師が離職をする、こういったことも懸念されます。

また、看護基準が現在10対1の割合ですが、これを芦屋町立病院はどうか維持されているというふうに思いますが、こういったふうに看護師が離職することによって、この看護基準が満たされなくなる問題なんかも生まれてくると思います。例えば、中間の市立病院なんかでいえば、この看護基準が満たされなくて、ベット数はあるが看護師が足りなくて入院ができないという、入院にも制限を行わなければいけないということが生まれてます。そういった懸念がないのかということをご心配します。

病院の開設の理念の中に、職員に信頼される病院というのがありました。果たしてこれが守られているのか、そういった点で、現状はどのようにお考えなのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

確かに看護師の確保につきましては、現在も大変苦労しているところであります。採用しても離職がある、でまた採用する。その繰り返しを実態でございます。看護基準につきましては、現在10対1をとっておりますが、現在のところ、病院機能等考えますと、7対1への移行は現在のところは考えておりません。

ただ、看護師の給与体系であります。当院は、地域の病院と比べても低いとは考えておりません。若干高いのかなというような印象を受けております。今後もやはり看護師がいないと、特に病棟に関しては病院機能がとまると、先ほど議員さんが言われましたように病棟を閉鎖しない

平成 25 年第 1 回定例会（一般質問）

といけないと、そういう状況等が生じてくる可能性がありますので、そういうところに関しては十分な検討を行い、適正な給与体系にしていければと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ぜひそういったところも考えて今後していただきたいと思います。

それでは次の、職員の身分労働条件はどうなるのかということについて伺います。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

職員の身分労働条件はということですが、若干給与のところも身分のところに入ってくるのかと思いますのでダブるところがあるかもしれませんが、まず、身分につきましては、現在は地方公務員です。地方独立行政法人に移行すると、その法人の職員となり公務員ではなくなります。労働条件につきましても、その法人である地方独立行政法人が独自に定めた給与表、休暇、ボーナス、その他各種手当等によるものとなります。いずれにしても、地方独立行政法人法の定める、先ほど申しました社会一般の情勢に適合したものとならなければならないため、この考えからして、そういう労働条件等は逸脱したものにはならないというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

国会で一般地方独立行政法人の成立過程の中で論議されたのは、本人の意思にかかわらず公務員の身分が失われる点というんで問題になりました。総務大臣も問答無用で公務員身分を剥奪することにちゅうちょを示して、本人がどうしても嫌だという場合は、それは事実上、運用上いろいろな工夫の余地がある。人事配置上の話し合いでいろいろな手があると答弁してます。同時に、公益的法人への一般職の地方公務員派遣に関する法律の改正によって、派遣期間が3年間最長5年間となっている本則を、地方独立行政法人への職員派遣に限っては最低10年の派遣期間とする改定が行われてます。

つまり、一般職の公務員の場合には、本人が非公務員になって採用されるのか、また、公務員のまま10年間派遣という形でされるのかという、こういった2つの選択をすることができるというふうになりました。また、病院の職員の場合は、これは先ほど言われたように、まあ問答無

用で地方公務員から独立行政法人の職員になるというそういった状況になると思いますが。

それで、先ほどの問題ともちょっとかかわるんですけど、独立行政法人になって、公務員でなくなった場合ということですよ。自治体病院の職員には、現在の公務員には、公務員は全体の奉仕者でなければならないという地方公務員法の、先ほどの第 30 条が適用されています。価値観が崩壊した世の中で、住民のために一生懸命に仕事をするのと病院職員の行動指針が法律で定められているのは、自治体病院だけです。やはりこういったこの法律の存在が公的医療を維持する根拠であって、自治体病院の存在意義でもあるわけなんです。

ところが、これが公務員でなくなった場合になれば、やはり自治体病院としての存在している意義の、まず第 1 番大事な面がなくなるという問題が起こります。そういった点ではどうなるかといえば、先ほども独法の問題では、利益を追求するという問題言ったわけなんですけど、独立行政法人では、病院職員の行動指針が法律で定められていないこと、そういった中で病院が破綻するという、そういった瀬戸際にある場合には、やはり公的医療を幾らか犠牲にしても利益を求めるとい、そういった判断が出る可能性があるということで、先ほどの公共性と経済性の中で、経済性を優先して行うということになります。

例えば、具体的な例を上げますと、今、芦屋町の町立病院では、自治体病院として、芦屋町のやはり町民のための病院だという観点をもって運営をされています。そういった中で、例えば、近郊の大病院から、もうあなたもよくなったから退院してくださいと言われた場合に、その人はまだ働ける状況じゃないし、まだいろいろ問題があるということになったときに、芦屋町立病院はそういった状況であれば、しばらく町立病院で入院して治療するもの引き受けましょうとって受けてくれます。また、低所得者の方には、お金がなかった場合でも、そうしたら分割で何回か払ってくださいとか、そういったことをやって、やはり地域の病院として地域に尽くそうということで、そういった対応をしてくれます。ところが独立行政法人になっていけば、会計においてもそこで利益を出すということが一つの使命になりますから、受け入れても利益が出ない、お金を払わないという人は、当然それじゃあ退院してください、受け入れられませんと、そういった問題がシビアに私は出てくるんじゃないかというふうに思いますが、そういった点ではどういったふうにお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

病院の機能によって患者さんの入院における滞在期間とか、そういったものが若干違ってくるところがあるんですけど、基本的には、医療を必要とする人が入院するということになりますので、医療が本当に必要なのに病院出てくださいと、そういうことはないと考えております。

平成 25 年第 1 回定例会（一般質問）

町立病院に関しましては、急性期と療養型の病床を持っておりますので、急性期の病院から比べると若干長くおれるのではないかなというふうに考えております。また、介護型の病床を持っておりますので、医療が終了しても介護保険を使った中で、病院の介護病床におることもできますので、そういった意味でも、若干町立病院は、他の急性期病院と違うところがあるのではないかなというふうに思います。

それと、患者さんに対する対応というところでありますが、それにつきましても、やはり患者さんあっての病院でありますので、十分そこら辺のところにつきましても、いろんな形で相談できる場所もあります。病院の中に居宅の支援の事業所もあります。病院におれないという場合には、在宅医療の支援もすることができます。そういった意味で、当院は患者さんに対しては表現悪いんですが、優しい対応ができるのではないかなというふうに考えております。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

先ほどの基本理念、さっき言ったように、患者さんに優しい医療を提供するという事務長が言われましたが、そういった対応を今後とも継続していただきたいというふうに思います。

次に、議会や住民のチェックがどうなるかという点を伺います。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

地方独立行政法人につきましては、地方独立行政法人法の定めるところにより、業務内容の公表を行うことを通じて、その組織及び運営の状況を、住民に明らかにするように努めなければならないとなっております。地方独立行政法人の設立につきましては、議会の議決を経て定款を定め、都道府県知事こちらの場合は福岡県知事になりますが、認可を受けなければなりません。また、町は、地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する中期目標を定め、町が設置した地方独立行政法人評価委員会の意見を聞くとともに、議会の議決を経なければなりません。このほかにも、地方独立行政法人法の定めるところにより、事業報告及び決算の監査など、チェックすることになり、これらのことについても冒頭に申し上げましたように公開されることとなります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

中期目標や中期計画を、議会に議決をいただくと、そういったことになってますが、年度計画

平成 25 年第 1 回定例会（一般質問）

というのは法人が策定して設立団体の町に届けるだけで、議会の議決は必要じゃないというふうになっています。

今の地方公営企業法の現在の制度では、単年度ごとに予算決算が議会で審議されて承認を受けますが、こういった議会や住民のチェックがやっぱり後退していつてしまうという、議会の関与が弱まってくるというふうに思います。今は、やっぱり一般会計当初予算でも補正でも、事務長が出てきて内容を説明して、議会の議決をとるとというのが、これはもう計画の提出だけで、なくなってくるということでは、本当に議会のチェックがどうなるのか、住民のチェックがどうなるのかがやっぱり問題となってきます。

特に、こういったことに、弱まることによって、自治体の首長とか法人の理事長、こういった方々の独断的な運営が強められている。まあ、芦屋町でそういったことがないというふうには思っていますが、構造的にはそういった危険性があるのではないかということが言われてます。やはり住民からかけ離れて、住民のほうを見ない。そして財政面だけを重視する、こういった運営になる危険性が強まるのではないかということが懸念されますが、その点はどうなんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

その点につきましては、先ほど申し上げましたとおり、病院の毎年の実績については、町のほうに報告するというような形になっておりますし、その内容についても、町が設置しました評価委員会の中の意見をいただき、また問題があれば意見もできるというふうになっております。また、一番大事な、全て公開をしていくということになりますので、チェック機能は、非常に、言いかえれば、今以上に強くなるのではないかなというふうには思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、ちょっと町長に伺います。

この中期目標期間というのがあるんですけど、まあ独立行政法人になった場合ですね。これの終了時に設立団体の長が法人の組織業務運営全般に当たって、組織の改廃を含めた見直しを行うことになっているわけです。経営的に、採算第一主義の運営で徹底的に住民サービスを削ったり、あるいは労働条件を解約したり、病院が経営的に成り立っていけば、何も自治体がやらなくてもいいではないか、民間も参入しやすくなるという、こういった議論が出たりとかですね。そういった点で、民間移譲の条件が整ったり、また仮に、国からの一般会計からの繰り入れを行います

けど、それ以上は行わないというようなことになって赤字が出た場合、そういった場合に、今度は赤字が出るなら、民間移譲にすべきではないかというそういった声も上がってくると思います。

そういった点で、独立法人は、先ほど言ったように最終目的ではなく、民間移譲の通過点にすぎないということが言われたわけなんですけど、きょうの午前中の答弁で、病院長は民間移譲指定管理者には大変な問題があると、病院はやっぱりそういった病院業者の食べ物にさせることにはいかないということで、させないということを明確におっしゃってましたが、町長としては、そういったふうに民間移譲とか労働条件が下がること。そういった状況について、やはりさせないというふうな、そういった考え方はどういったふうにお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

先ほど来より、議員よりいろいろご心配をおかけしてご質問上がっておるわけでございますが、まさに一番最初に議員がご質問されました自治体病院の使命について、自治体病院の使命というのは、芦屋町立病院のいわゆる使命というふうに置きかえれば、この病院がその当時は人口 1 万 8,000 人ぐらいだったと思うんですが、その小さな町に病院をつくったという先人の思い、住民の方の思いというのは、我々が継承していかなければならないと思っております。やはり、今井議員の質問にもありましたように、競艇事業でもしかりでございます。世の中の時代の流れというものがあるわけでございます。やはり芦屋町におきまして、病院を存続させるにはどうしたらいいかということ考えた場合に、答申が出ました独立行政法人が今の時点で最適であろうというふうに方向性が出されたわけでございます。これは何も決定したわけではございません。

朝でもお示しいたしておりますが、基本計画というものを 1 年間かけて今つくっておるわけでございます。中間答申が出ましたら、まず、議会の皆さん方にお示しし、ご説明し、ご理解を賜り、それから住民の方にも説明し、そのことについてのご意見を承るというふうに院長と話しております。このことにつきましては、非常に芦屋町にとりまして、この病院の問題につきましては、芦屋町の将来におきまして、芦屋町の町民の安全安心医療、それから災害拠点、いろんな意味で大きな、大変な問題でありますので、このことは皆さん方のご意見を聞いて独立行政法人が好ましいという意見が出ておりますので、皆さん方とともに存続について、町民のための病院であるという意識づけの中で進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

平成 25 年第 1 回定例会（一般質問）

議会調査特別委員会の委員長さんの報告の中でのまとめに、町立芦屋中央病院が地域の病院として将来にわたって地域に本当に必要な医療を提供し、同時に、地域の医療体制の中で、貴重な 137 床を町民のために保持しながら町民の安心安全を守る最後のとりでとして医療を提供し続けていかれることを切に願うものであるということを行っています。ぜひこの方向を守っていただきたいと思いますというように思います。

それと最後に、この独立行政法人法が 2003 年に可決されたときに附帯決議が出ています。その中では、地方独立行政法人の設立に当たっては、地方公共団体の自主的判断を十分に尊重すること。地方独立行政法人への移行等に際しては、雇用問題、労働条件について配慮し、関係職員団体、または関係労働組合と十分な意思疎通が行えるよう、必要な助言等を行うこと。地方独立行政法人の情報公開に際しては、住民に対し、業務状況等を積極的に公開するとともに、その公表方法の改善に努めるよう必要な措置を講ずること。地方独立行政法人の業務評価に当たっては、財政面のみならず、住民の意思を積極的に取り入れることにより、住民の視点に立った評価制度が確立されるようその体制に努めることというふうになっています。ぜひこういったところも守りながら進めていただきたいと思いますというふうに思います。

以上で、独立法人の問題について終わって、続いて、健診事業が拡充されるのかという問題について伺います。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

町立病院は、皆さんの診療を行っているわけなんです、その前に町民の健康の維持及び増進に寄与するという使命がございます。現在、行政との協力、連携を保ちながら特定健診、がん検診については、引き続き実施をしていきたいと考えております。

また、協会けんぽの生活習慣病予防健診を初めとする企業健診等の実施を拡大していくことが、病院の受診率の向上にもつながっていくものと考えておりますので、健診事業を強化していくことは重要なことであるというふうに考えております。

また、新病院の施設につきましては、健診における動線等を含め、現在の施設では大変ご迷惑をおかけしているところがありますので、健診を受けられる方、その方たちのためにも健診機能のさらなる効率化を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

平成 25 年第 1 回定例会（一般質問）

それでは、時間がないので次に行きます。

建設費の概算費用は、建設費及び周辺道路整備費で約 4 3 億円と試算されてます。防災拠点病院としての役割や環境問題、エネルギー問題などを考えると太陽光発電など自然エネルギーの導入は考えていないかを伺います。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

さきの東日本大震災のときに見られますように、災害時において病院は、被災された多くの方々を受け入れなければなりません。実際には、災害時の状況を見ますと、受け入れたくてもできないというような現状がございました。そういった意味でも、災害時でも病院機能が十分保てるような病院づくりが、東日本大震災で証明されたのではないかなというふうに思っております。このことを踏まえますと、病院は災害時の拠点となるべく立地条件や大きな災害にも耐え得る構造を持った病院づくりを考えていかなければなりません。また、防災対策と省エネルギーの融合を図った病院建設を考える中で、再生可能エネルギーの活用は十分検討していかなければならないというふうに考えております。しかしながら、設備のコストが高いことや安定供給が難しい等の諸問題もあるところがございますので、その点は慎重な検討が必要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

建設費が約 4 3 億円となっております。中央病院の病床数が 1 3 7 床ということで、1 床当たり約 3, 0 0 0 万円ということになっています。これは、民間病院が大体 1, 0 0 0 万から 1, 5 0 0 万とかって言われて、やはり公立病院は高いという、そういった批判なんかもあるわけなんですけど、先ほども事務長も言われたように、災害拠点病院としての役割を果たすという点では、耐震とか免震とかそういったものも必要なんです。質を落とすことはやっぱりできませんが、やはりこれだけ一定の水準の単価になっているという点では、やはり今後のランニングコストとか、そういったものも考えていく中で、LED 照明とかまた自然エネルギーを利用した、どれがいいかというのは私たちわかりませんが、そういったものも含めたものでやらないと、住民からの高過ぎるという批判なんかも出てくると思うんです。その点は十分配慮してください。

最後にまとめとしまして、自治体病院として、やはり基本理念を踏まえて、芦屋中央病院が町民の社会的に正しい医療を提供していく病院であることを、ぜひお願いいたしましてこの質問は

終わります。

続きまして、高齢者肺炎球菌ワクチン及びロタウイルス感染症ワクチンに対する助成について伺います。

日本人の死因の第 4 位は肺炎です。しかも亡くなる方の 95% は 65 歳以上となっています。肺炎の最も多い原因は、肺に細菌やウイルスが入る肺炎球菌です。肺炎球菌のワクチンは、1 回の予防接種で 5 回程度免疫が持続されると言われます。入院となれば 1 カ月はかかる病気です。ところがそのワクチンは、1 回に 8,000 円もかかることから、高齢者には大きな負担で独自助成を行う自治体がふえてきています。

また、生後 6 カ月から 2 歳の乳児に多くかかるロタウイルスは、5 歳までにほとんどの子どもが感染すると言われ、ノロウイルスよりも重症化し、院内感染や家庭内感染によるリスクが高い急性胃腸炎として恐れられています。

肺炎球菌もロタウイルスもワクチンで予防または軽症にできるために、補助制度を行うべきと考えますがいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 武谷久美子君

ウイルスワクチンに対する助成についてお答えいたします。

肺炎球菌ワクチンは、高齢者の肺炎の原因となる病原体の中で最も頻度の高い肺炎球菌という細菌を狙った予防ワクチンで、肺炎になっても軽症で済む、抗生物質が効きやすいなどの効果があります。現在、福岡県内におきましては、高齢者肺炎球菌ワクチン接種に対して、11 市町村が助成を行っており、助成内容といたしましては、70 歳から 75 歳の方を対象に 6,000 円から 8,000 円の予防接種費用に対して 3,000 円ぐらいの助成を行っております。

次に、ロタウイルスワクチンについてですが、ロタウイルスは乳幼児に多く見られるウイルス性の胃腸炎です。嘔吐、下痢、発熱を示し、脱水などで入院が必要となることもあります。特に生後 6 カ月から 2 歳未満では重症化しやすいと言われており、ワクチン接種により重症化を防ぐことができます。

ロタウイルス予防ワクチンは、平成 23 年 7 月に国内承認されまして任意接種が始まりました。ワクチンの接種につきましては、生後 6 週から初回接種を開始して、少なくとも 4 週間の間隔をおいて 2 回目の接種を完了、遅くとも生後 24 週までに接種を完了させることになっております。1 回の接種費用も 1 万 5,000 円前後と高額で、2 回接種しなければならないなど保護者にとっては大変な負担になると思われまます。赤ちゃんと保護者にとっては大変な負担になると思われまます。赤ちゃんの保護者の負担軽減を図るための大変有意義なワクチンではないかと思ひます。

平成 25 年第 1 回定例会（一般質問）

しかしまだ、そのワクチンの必要性が多くの方に理解されていないことから、接種率も低く、県内においては、公費助成を行っている市町村はありません。このように、高齢者肺炎球菌ワクチン、ロタウイルス予防ワクチンの接種によりまして、発症の抑制効果は認められておりますが、定期接種ではないため、健康被害が生じた場合の補償の問題、財源の確保、医師会との連携による実施体制の整備など十分に検討する必要があります。

また、高齢者肺炎球菌ワクチンにつきましては、初回接種から 5 年経過し、再接種した場合、初回接種ほど抗体化の上昇が認められないとの報告もあり、再接種の効果などについての情報も収集しているところです。

国の予防接種検討委員会におきましても、定期接種化の検討対象に含まれていることから、芦屋町といたしましては、国に対して早期の定期接種化に向けて要望を行うとともに、国・県及び近隣市町村の動向を踏まえた上で検討していきたいと考えております。

次に、ロタウイルスワクチンですが、承認されて日も浅く、若干の副反応も認められるとの厚生労働省予防接種部会の報告もありますので、また、部会において現在作用チームを設置して、ワクチンの現状と安全性に関する検討が始まっている状況です。今後、国・県のこのワクチンに対する評価や動向を注視しながら必要性について見きわめていきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

もともと、やはり言われましたように、国の予防接種ワクチンとして認めさせるという、そういったことが最終的に必要なんだろうが、それをやっていく上で、地方自治体がそれぞれ独自でやっていき、それを国に広げていくことが私は必要だと思います。

そこで、町長にお伺いいたしますが、芦屋町では子育て支援の施策として、子宮頸がんワクチンとヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンを初めとする予防接種に取り組んできました。医療費が増大し、国保会計が拡張する中、予防保健事業を推進し、医療費を抑えることが求められています。未来を担う子どもたちの命を守り、予防保健事業を推進する上でも重要な施策だと思いますがいかがお考えでしょうか。お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

お答えいたします。

2 つありますが、1 つの高齢者肺炎球菌ワクチンにつきましては、高齢者の肺炎を予防し健康

平成 25 年第 1 回定例会（一般質問）

を守ることにより医療費の削減にもつながると考えております。そのようなことから、本事業、このワクチンにつきましては、マニフェストの 1 項目として掲げさせていただいております。これは現在、実施計画にも位置づけさせていただいており、今、検討を行っているというところでございます。

それから、ロタウイルスワクチンにつきましては、このことも有効なワクチンであるということは認識しております。双方のワクチン接種に係る町の助成につきましては、十分調査研究を行った上、実施計画などでその方向性を決定してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

ぜひそういった方向で実現させていただきたいと思います。

終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、川上議員の一般質問を終わります。